

令和6年度第1回鈴鹿市入札監視委員会 会議録概要

日時 令和6年8月26日(木)

午前10時00分～午前11時30分

場所 鈴鹿市役所10階 入札室

出席者

● 鈴鹿市入札監視委員 5名

酒井委員、山田委員、中森委員、古市委員、齊藤委員

● 入札監視委員会事務局 8名

技術統括監、技術監理契約課(課長、契約GL、グループ員)

上下水道局次長、経営企画課(課長、総務GL、グループ員)

【開会】

- 技術監理契約課長説明
- 技術統括監挨拶
- 出席者自己紹介
- 会長・副会長選出
- 会長挨拶

【議事】(発言者：□委員，○事務局)

1 令和6年度制度改正について

(格付及び発注基準の見直し)

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

- 土木一式工事のA1等級について、支店Aは3億円以上とあるが、これはJVの基準についての記載か別の基準についての記載なのか。
- 別の基準についての記載。鈴鹿市では、土木、建築、舗装のAランクにおいて、市外に本店があり市内に支店がある業者についても格付を行っている。
土木を例にすると、今まで1億円以上の工事について単独で参加が可能であったのを3億円以上と引き上げた。ただし、3億円以上の工事については、基本的にはJV発注を検討することになる。また、建築については1億5,000万円以上、舗装では3,000万円以上が支店Aとして単独で参加できる。
- A1とA2に分けることは、他市でも行っている一般的なことなのか。鈴鹿市だけが行っていることなのか。
- 他市の事例は、A、B、Cの3段階または、Dという4段階での分け方が多い。
津市にA1、A2と分けている例がある。金額は、鈴鹿市独自の分け方である。
- ランク付けする時の要素も、鈴鹿市独自のものなのか。独自であれば、市によって格付される等級が異なることになるのか。
- 経営事項審査の点数を判断基準とすることは、他自治体も同じであるが、工事成績などの加点

は、各自治体独自のものになる。何点以上がどのランクになるかの線引きも各自治体によって異なるため、仮に同じ評価点数であっても自治体によって分類されるランクは異なる。他の自治体は市内本店業者を格付対象とすることが多いため、考えられる事例としては、鈴鹿市と三重県の両方から格付を受けている業者があれば、ランクが異なる場合も発生する。

- ☐ 自治体によって評価する視点が異なると、各自治体の個性が出てくることになるのか。
- ☐ はい。加点内容が各自治体によって異なる。
- ☐ A ランクを A1 と A2 に分けたことにより、何か特徴的な違いはあったのか。
- ☐ 設計金額が 3,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満は A1 と A2 の両方が入札参加でき、多くの案件はこの価格帯内に入る。A1 に格付された業者のみの入札となる 1 億 5,000 万円を超える案件については、総合評価方式によるものとなり、今年度の事例はある。
- ☐ A1 と A2 と重なっている価格帯があるので、現時点での大きな特徴はないのか。
- ☐ 1 億 5,000 万円を超える工事は、年に数件である。
- ☐ 今後、運用していく中で見直しが必要となれば検討してもらいたい。

2 令和 5 年度入札結果について

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

- ☐ 総合評価落札方式についてのみ、落札額が最低制限価格等の金額を下回っている。統計表の数字について、全体的にどのようにみるか。
- ☐ 総合評価落札方式は、最低制限価格ではなく低入札価格調査基準を設定している。算出の計算式は最低制限価格と同じだが、違いとしては、最低制限価格は、その価格を下回ると失格になるが、低入札価格調査基準を下回った場合は、直ちに失格にはならない。低入札価格調査を実施し、適切な施工ができるのかを判断することになる。そのため、低入札価格調査によって契約となった案件が多いと、表の落札額が最低制限価格等の金額を下回る。

3 抽出案件の審議

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

・市長部局

白子中学校校舎長寿命化改修建築工事（本館校舎棟）（建築一式工事／一般競争入札）

- ☐ 審議案件として抽出した理由は何か。
- ☐ 落札金額が高額で落札率が高いため。
- ☐ 総合評価落札方式のため指名競争入札ではなく一般競争入札によるものか。
- ☐ 建築工事については、鈴鹿市は総合評価落札方式を行っていないため事後審査型一般競争入札による。
- ☐ 辞退した業者の理由は何か。
- ☐ 鈴鹿市は電子入札システムを導入しており、入札期間に入札書を提出したが、その後開札までに辞退届の提出があった。辞退理由についてはわからない。
- ☐ そのようなことは制度上あるのか。
- ☐ 入札業者の考えによるが起こり得る。

- ☐ 辞退をすることでペナルティはあるのか。
- ☐ 開札までの期間に辞退届があった場合のペナルティはないが、開札により落札候補者となった後の辞退にはペナルティがある。
- ☐ 今後、学校施設の建替えや長寿命化改修などの工事は増加傾向なのか。
- ☐ 公共施設マネジメントに基づき教育委員会の動向も踏まえて建替えか長寿命化改修かを検討している。
- ☐ 資料に低入札調査基準価格とあるが、総合評価落札方式ではない。一般競争入札でも設定されるのか。
- ☐ 鈴鹿市では建築工事には総合評価落札方式は適用していないが、総合評価落札方式を適用している土木工事で舗装工事以外でも、設計金額が1億円以上の工事については低入札調査基準価格を設定する運用を行っている。「鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱」に定めている。また、失格基準価格については予定価格の75%を下回ると失格になる。
- ☐ 入札参加資格に関する事項のその他要件として、月2回土日完全週休2日制工事とあるが、学校施設の工事においては難しい要件ではないのか。
- ☐ 現時点では問題なく行えているが、やむを得ない場合は振替を可能としている。受注者からは厳しい声も聞かれる。
- ☐ 働き方改革として、国、県から公共施工事に関しては土日完全週休2日制を掲げている。鈴鹿市においては、三重県が行っている月2回の土日完全週休2日制から始めて徐々に移行していくことを目指している。ただし、現場状況によって要件にしないことは発注課へ指導している。

鈴鹿市立河曲小学校屋内運動場改築工事（建築一式工事／一般競争入札）

- ☐ 予定価格は事前公表しているのか。
- ☐ 公表している。
- ☐ 入札業者が1者である理由として、どのように考えるのか。
- ☐ 1回目の入札は不調となっている。営繕工事は、工事費の内、資材費の占める割合が大きく資材高騰を原因とし、予定価格設定時と入札時の市場価格の変動がある。2回目の入札で積算を見直したが、単価設定には根拠が必要となり、単純に予定価格を引上げられない。落札率が100%であるが1者の入札があった。営繕工事は、このような課題があり関係業界とも協議中である。
- ☐ 落札後の単価変動による契約変更を考える業者もいると思うが、その点はどのように考えるか。
- ☐ インフレ条項を契約書に明記してあり、受発注者間の協議により変更契約の対応をすることとしている。ただし、運用が自治体によって異なることが問題となっている。現在、担い手3法改正により適切な運用を求められている。

鈴鹿市文化会館大規模改修事業建設モニタリング補完業務委託（建築コンサルタント／随意契約）

- ☐ 委託業務は、最低制限価格の設定はないのか。
- ☐ 本件は随意契約であり、価格競争によるダンピング受注の恐れがないため設定しない。
- ☐ 委託業務の指名競争入札も最低制限価格の設定はしないのか。
- ☐ 入札であれば設定する。

- ☐ 予定価格は事前公表されているのか。計算によって算出されるものなのか。
- ☐ 一般競争入札は公表しているが、本件は随意契約のため事前公表していない。
- ☐ 最低制限価格で落札した場合、下請け業者への適切な価格反映はできるのか。
- ☐ 総合評価落札方式であれば、ダンピング対策もあって低入札価格調査を行うが、一般競争入札については特に行っていない。
- ☐ 本件の元となる、鈴鹿市文化会館大規模改修事業については、建築工事の業者が落札しているのか。
- ☐ プロポーザル方式で行っている。PFI 事業の導入調査結果により、DBM 方式を採用している。

・上下水道局

北長太配水管布設工事（土木一式工事／一般競争入札）

- ☐ 入札業者が 19 者だが、格付 A 等級だけで 19 者以上あるのか。
- ☐ 24 者ある。

岸岡配水管布設工事 1-1 工区（土木一式工事／一般競争入札）

- ☐ 同内容の工事は、件数も多く入札者数も多く感じる。災害時においても地元業者は重要で、そのことは、業者育成という側面も持ち合わせていると考える。一方で効率面においては阻害している部分もあるのではと考える。また、入札できる業者が市内は多いという指標の一つでもある。その反面、最低制限価格による同額抽選落札という問題点もある。今後どのように考えるか。
- ☐ 最低制限価格での同額入札については懸念しており、総合評価落札方式の導入も検討の 1 つと考える。
- ☐ 他自治体も予定価格の公表をしているのか。
- ☐ 三重県は予定価格の公表を控えている案件もある。
- ☐ 予定価格が非公表であれば、最低制限価格は計算できないのか。
- ☐ 仕様書を熟知し見積額を算出する必要がある。
- ☐ 三重県は事後公表もしていないのか。
- ☐ 事後公表はしている。
- ☐ 鈴鹿市は予定価格も最低制限価格も事前公表しているのか。または、予定価格を事前公表し、最低制限価格が計算によってわかることになるのか。
- ☐ 予定価格のみ事前公表し、事後はそれに加えて最低制限価格も公表している。最低制限価格の算出する計算式があるが、予定価格の公表がなければ、算出結果が予定価格のおおよそ 92% であるか確認ができないため、多少のばらつきが生じる。
- ☐ 本件と前件の技術者要件が異なるが理由はあるのか。
- ☐ 配水管の管種によって異なる。

三日市一丁目外配水管更生工事（土木一式工事／一般競争入札）

- ☐ 失格となった理由は何か。
- ☐ 明確なことは分からないが、最低制限価格の算出を誤ったのではないかと考えられる。入札参加者が使用している算出システムによって、端数の切捨てや切上げの設定の違いにより差が生じることもある。

- ☐ 4者のうち3者が最低制限価格を下回り、落札業者が最低制限価格以上の金額で入札していることはどのように考えるか。
- ☐ 入札額の算出は、業者によって様々な理由が考えられるため不明。
- ☐ 本件も対象業者は24者なのか。
- ☐ はい。
- ☐ 4者のみの入札となった理由はあるのか。
- ☐ 明確には分からないが、工期が年度末に近いことや手持ち工事量など様々なことが考えられる。
- ☐ 工期を翌年度に跨ぐ変更契約が可能な場合であれば、金額にも影響を思うので検討を要するのではないか。
- ☐ 債務負担行為も可能なら検討したい。

4 その他

- ・ 次回の委員会の開催は、例年どおりの開催であれば2月頃を予定している。
- ・ 次回の審議案件抽出を酒井委員に依頼。

【閉会】

●会長挨拶

以上